

ネーミングライツ導入に関する基本方針

平成 20 年 7 月 17 日 制定
平成 24 年 10 月 5 日一部改正
平成 25 年 4 月 11 日一部改正
令和 6 年 11 月 15 日一部改正
令和 8 年 2 月 10 日一部改正

1 趣旨

この基本方針は、県有施設の命名権（以下、「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るために、対象施設や、募集の方法、応募者の選定等について基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツの概要

(1) 導入の目的

- ・命名権者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）による施設の設置目的（文化芸術振興、スポーツ振興、レクリエーション等）への寄与
- ・施設の魅力を高めることによる利用者便益の向上
- ・県の自主財源の確保

(2) ネーミングライツの内容

ネーミングライツは、県とネーミングライツ・パートナーとの協定により、県の施設等の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツ・パートナーからその対価を得て施設の管理運営に役立てるものです。

県はネーミングライツ導入後、ホームページや広報印刷物などにおいて愛称を積極的に使用します。ただし、条例上の施設名称は変更しません。

3 導入までの手続き

(1) 県が選定した施設について、ネーミングライツ・パートナーの募集を行う場合【施設特定型】

- ① 導入施設、導入条件の決定
- ② ネーミングライツ・パートナーの公募
- ③ 選定委員会の開催
- ④ ネーミングライツ・パートナー及び新名称（愛称）の決定
- ⑤ 協定の締結
- ⑥ 施設の表示等の変更
- ⑦ 新名称（愛称）の使用開始

(2) 法人からの提案を募集する場合【提案募集型】

- ① 提案の募集
- ② 一次審査（事務局（施設所管課及び財産活用課）が対象施設の適合及び提案内容について審査）
- ③ 必要に応じて関係者へのヒアリング実施
- ④ 二次審査（選定委員会の開催）
- ⑤ ネーミングライツ・パートナー及び新名称（愛称）の決定
- ⑥ 協定の締結
- ⑦ 施設の表示等の変更
- ⑧ 新名称（愛称）の使用開始

4 対象施設の考え方

(1) 施設特定型

県が設置している公の施設で、施設の設置目的や規模、利用者数等を勘案し、対象施設を決定します。

- ① 不特定多数の県民が利用し、広告効果が見込まれる施設

② 当該施設の設置目的から、利用者の増加や施設の有効活用が期待される施設

(2) 提案募集型

施設特定型において公募している施設を除く県有施設を対象としますが、ネーミングライツの対象施設として適当かどうかの判断は、上記(1)の①及び②の考え方に準じるものとします。

なお、県庁や合同庁舎などの庁舎、県立学校等は対象施設から除外します。

5 希望金額の算定基準

(1) 施設特定型

類似する施設や施設の利用状況、メディアへの露出状況を勘案し、施設ごと、募集の都度決定します。

(2) 提案募集型

提案いただいた施設ごとに、事務局（施設所管課及び財産活用課）において(1)に準じて法人から提案された応募金額等が妥当か判断します。

なお、提案募集型の場合、ネーミングライツの対価は命名権料（金銭）ばかりでなく、施設で利用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供なども対象とします。

6 協定期間及び金額

期間は原則3年以上とします。

また、協定期間中を通じた使用を前提とし、季節やイベントに限定した使用は認めません。

なお、別に定める募集要項で特定の年に別途希望金額を設定している場合を除き、原則協定期間中は同じ年額とします。

7 ネーミングライツ・パートナーの募集

(1) 募集の実施

① ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募により行うこととします。

② 募集に際し必要な事項については、別途募集要項等を作成します。

③ 県のホームページや広報紙等への募集要項の掲載、報道機関への資料提供等、多様な媒体を活用して幅広く周知します。

(2) 募集期間

毎年度2回程度、2か月間程度の募集期間を設けます。

8 愛称の付与の範囲

(1) 施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。

県民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしい名称（愛称）を付与することとします。

(2) 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

(3) 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の名称の変更はできません。また、新名称（愛称）が定着するまで（概ね1年を予定しています）、条例上の名称を併記することがあります。

9 名称変更に伴う費用の負担

区分	県	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○ } ※2
協定期間終了後の原状回復		○ }
協定締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 命名権料の他に別途ご負担いただきます。

10 応募資格

長野県ネーミングライツ・パートナー応募資格要綱に定めるとおりとします。

11 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

(1) 1次審査（提案募集型のみ）

事務局（施設所管課及び財産活用課）が対象施設の適合及び提案内容について審査を実施

(2) 選定委員会の設置

1次審査を通過した案件については、施設ごとに選定委員会を設置して優先交渉者※を決定します。

※優先交渉者・・・応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ県も有利な条件で協定を締結することができるものとして、他の応募者に優先して県が協定に係る交渉をする者をいう。

(3) 選定委員会の構成

有識者（施設の設置目的に係る専門的な知識を有する者等）3名以上、県職員2名、計5名程度を標準とします。

(4) 優先交渉者の選定

優先交渉者の選定に当たっての選定基準は下記のとおりとし、この選定基準に沿った選定委員会審査要領を定め、選定委員会において総合的に審査します。応募者が1者のみの場合も、選定委員会において県のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉者を決定します。

なお、選定委員会による審査方法等は別紙1のとおりです。

【施設特定型選定基準】

審査区分	審査項目（審査書類等）	配点
応募企業の状況	経営の安定性（決算報告）	10
	社会貢献実績、ネーミングライツの取組への熱意 （募集要項様式3「地域貢献等に対する支援実績等」）	20
	法令等遵守 （企業における法令等遵守の取組状況）	10
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか	10
応募条件	応募金額※	40
	期間（他の応募者の期間との比較）	10
※期間中の金額変動が極端な場合には、選定委員会で協議の上、評価を見直す場合があります。		
合計点数		100

【提案募集型選定基準】（歩道橋については「歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集要項」に定める）

審査区分	審査項目	配点
応募企業の状況	経営の安定性（決算報告）	10
	社会貢献実績、ネーミングライツの取組への熱意 （募集要項様式3「地域貢献等に対する支援実績等」）	20
	法令等遵守（企業における法令等遵守の取組状況）	10
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか	10
応募条件	提案内容（募集要項様式1）	20
	応募金額	20
	期間	10
合計点数		100

1 2 協定の締結

ネーミングライツ・パートナー決定後、県とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する協定を締結します。

なお、協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の協定の際に優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

1 3 命名権料の使途

施設のサービス向上のために必要な事業の財源（維持・管理費等）とします。

1 4 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、県は協定を解除できることとします。

1 5 ネーミングライツ・パートナーの公表、新名称（愛称）の普及

ネーミングライツ・パートナーの決定後、法人名、施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料等について、マスコミ等に公表するとともに、ホームページや広告印刷物などにおいて愛称を積極的に使用します。

1 6 基本方針の適用時期等

この基本方針は、平成 25 年（2013 年）4 月 11 日から施行します。

なお本方針は、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等を考慮し、適宜見直しすることとします。

また、本方針に規定する命名権に類するもので、本方針により難しいと判断されるものについての取扱いは、別に定めることとします。

ネーミングライツ優先交渉者審査方法等

1 審査方法

- (1) 選定基準の審査項目に基づき、委員の審議により全応募者に点数付けを行い、総合点数の一番高い者を優先交渉者として決定します。
- (2) 審査結果が同点の場合は、選定委員会において選考方法を協議します。
なお、選定基準の審査項目において、著しく低い評価点がある場合は、優先交渉者を選定しない場合があります。

2 総合点数算出方法について

(1) 各審査項目の評点算出方法について

- 評価基準はA～Eの5段階評価とします。
 - A 非常に優れている
 - B 優れている
 - C 標準
 - D やや劣る
 - E 劣る
- 評価点は、各項目に対する配点に係数 1.0 (A)、0.8 (B)、0.6 (C)、0.4 (D)、0.2 (E) を乗じて算出します。
- 各評価項目について、各選定委員の評価点を平均し、評点を算出します(小数点以下第2位四捨五入)。その評点を合計し当該応募事業者の総合点数とします。

(2) 応募金額の評点算出方法について(配点 40 点)

- 以下2点の比率評価から評点を算出します。
 - ①希望期間中の総額及び年数から算出した「平均年額」と「応募者中の最高平均年額」の比率評価(20点)
 - ②希望期間中の「総額」と「応募者中の最高総額」の比率評価(20点)

▼ 総合点算出例

【審査】

No.	評価項目	配点	応募者 A				応募者 B				
			選定委員①	選定委員②	選定委員③	委員平均	選定委員①	選定委員②	選定委員③	委員平均	
1	経営の安定性	10	B	B	C		C	C	C		
2	社会貢献実績等	20	C	A	B		C	B	B		
3	法令等厳守	10	C	B	C		B	B	B		
4	愛称	10	C	A	B		B	A	B		
5	応募金額	平均	20	10,000千円	10,000千円	10,000千円		8,000千円	8,000千円	8,000千円	
		総額	20	50,000千円	50,000千円	50,000千円		40,000千円	40,000千円	40,000千円	
6	期間	10	C	B	C		B	B	B		
合計		100									
順位											
総合評価 (選定理由)											



【総合点算出】

No.	評価項目	配点	応募者 A				応募者 B			
			選定委員①	選定委員②	選定委員③	委員平均	選定委員①	選定委員②	選定委員③	委員平均
1	経営の安定性	10	8	8	6	7.3	6	6	6	6
2	社会貢献実績等	20	12	20	16	16	12	16	16	14.7
3	法令等厳守	10	6	8	6	6.7	8	8	8	8
4	愛称	10	6	10	8	8	8	10	8	8.7
5	応募金額	平均	20	20	20	20	16	16	16	16
		総額	20	20	20	20	16	16	16	16
6	期間	10	6	8	6	6.7	8	8	8	8
合計		100	78	94	82	84.7	74	80	78	77.4
順位			1				2			
総合評価 (選定理由)			(適宜記入)				(適宜記入)			